

第 1 章 復興推進の基本方向

第 1 復興の取り組みの原則

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、観測史上国内最大のマグニチュード 9.0 を記録、本市を含む太平洋沿岸部の広い範囲に大津波が襲来し、多くの尊い命や貴重な財産が奪われました。

本市では、明治 29 年、昭和 8 年の三陸地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波など過去の地震や津波の教訓から様々な防災対策を講じてきましたが、東日本大震災津波により、まちが一瞬にして壊滅的な状態となり、宮古湾をはじめ沿岸部に面した地域や市街地においても、かつて経験したことのない大災害に見舞われました。

平成 23 年 6 月に策定した「宮古市震災復興基本方針」において、「市民生活の安定と再建」「安全で快適な生活環境の実現」を復興に向けた基本的な考え方として位置づけました。

この基本方針をもとに、平成 23 年 10 月に「宮古市東日本大震災復興計画」を策定し、平成 23 年度から平成 31 年度（令和元年度）までの 9 年間で復興計画期間と位置づけ、復興の取り組みを進めてきました。

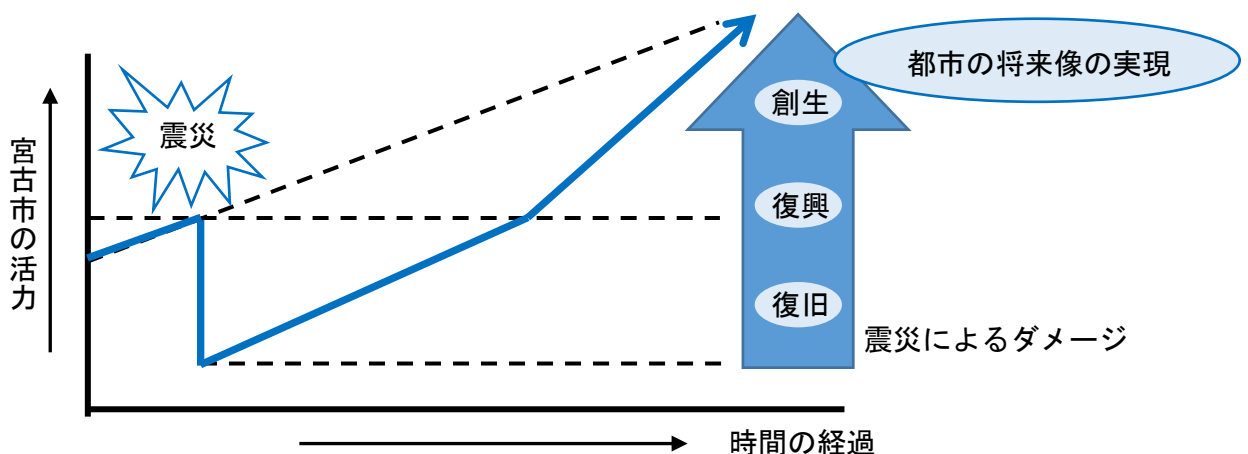
社会資本の整備（ハード事業）は概ね完了しましたが、被災者の生活支援や心のケア、防災対策などの取り組みは継続して実施していく必要があります。

このため、震災復興基本方針に位置づけた 2 つ基本的な考え方を引き継ぎながら、「津波防災都市」宣言のまちにふさわしい、真の復興の実現に向けた取り組みを推進していきます。

第 2 復興の目指す姿

この計画においては、「宮古市東日本大震災復興計画」に掲げた「さらなる発展を目指した復興」の考え方を次のとおり引き継ぎます。

復興を完遂し、復興を創生につなげ、本計画に掲げる都市の将来像である『「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち』の実現を目指します。





### 第3 復興推進の基本的な考え方と取組方向

復興の目指す姿を実現するため、復興計画で掲げた3つの柱「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」について、継続すべきものは、この総合計画に取り込んで、復興の取組みを推進します。

社会資本の整備に関する事業は、令和2年度までとされる国の復興・創生期間内の完遂を目指します。

被災者の心のケアや地域コミュニティの形成支援、農林水産業などの振興、防災対策など、必要な復興の取組みは継続していきます。

東日本大震災の甚大な震災の記憶と記録を風化させることなく後世へ伝承するとともに、尊い命を守るための防災のまちづくりに取組み、広く国内外へ情報発信していきます。

この計画による復興の取組みを進めるに当たっては、被災者一人ひとりの復興を成し遂げられるよう、必要な取組みは最後まで実施します。

#### 復興から創生への3つの柱

##### 1. すまいと暮らしの安定

すべての被災者の暮らしの再建をはたし、安定した生活が図られるよう心のケアやコミュニティ形成支援など、今後も一人ひとりに寄り添った取組みを進めていきます。

##### 2. 産業・経済の振興

農林水産業、商工業、観光業など地域の特色を生かした「なりわいの再生」を図り、新たな交通ネットワークを活用した産業・経済の発展の取組みを進めていきます。

##### 3. 安全な地域づくり

大震災津波の経験を踏まえ、自然災害から命を守り、安心して暮らすことができるよう、防潮堤などのハード整備と防災訓練などソフト両面の防災手法を組み合わせた「多重防災型のまちづくり」を進めていきます。また、震災の教訓を踏まえた防災教育や震災伝承の取組みを進めていきます。